

○仙北市空家等解体撤去補助金交付要綱

令和8年3月31日告示第45号

仙北市空家等解体撤去補助金交付要綱

仙北市空き家等対策支援事業補助金交付要綱（平成24年仙北市告示第119号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、地域の安全・安心の確保及び生活環境の保全を図るため、空家等の所有者等が、自ら行う当該空家等の解体及び撤去に要する費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、仙北市補助金等交付規則（平成17年仙北市規則第39号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、空家等とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。

（補助対象空家等）

第3条 補助金の交付の対象となる空家等（以下「補助対象空家等」という。）は、次の各号の全てに該当するものとする。

- （1） 市内に所在する空家等で、個人が所有するものであること。
- （2） 居住を目的として建築又は使用された建築物（店舗、共同住宅、事務所、旅館、工場等でないもの）及びこれに附属する工作物であること。ただし、併用住宅にあつては、過半が居住の用に供されるものであること。
- （3） 公共事業による移転、建替え等の補償の対象となっていないこと。
- （4） 抵当権その他の所有権以外の権利が設定されていないこと。ただし、当該権利者からの抵当権解除証書の写しを提出している場合又は解体撤去工事について同意を得ている場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に認めるものについては、補助対象空家等とみなすことができる。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、補助対象空家等の解体撤去工事を実施しようとする者であって、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 登記事項証明書(未登記の場合は固定資産税課税台帳又は固定資産税納税通知書)に記録されている所有者又はその相続人であること。
- (2) 補助対象空家等が複数人の共有である場合は、他の共有者全員から解体撤去工事の実施について同意を得ていること。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (5) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象空家等を管理するに相当すると市長が認める者については、補助対象者とすることができる。

(補助対象工事)

第5条 補助金の交付の対象となる工事(以下「補助対象工事」という。)は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 補助対象空家等の全部を解体撤去し、その敷地を更地の状態にする工事
- (2) 市内に本店若しくは支店を置く法人又は市内に住所を置く個人事業者で、建設業法(昭和24年法律第100号)別表第1に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)第21条第1項の規定に基づく県知事による解体工事業の登録を受けた者が施工する工事

- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。「廃棄物処理法」という。）、建設リサイクル法その他関係法令を遵守して実施される解体撤去工事
- (4) 補助対象者が施工者と工事請負契約を締結する解体撤去工事
- (5) 補助対象者による建替えを目的としない解体撤去工事
- (6) 他の補助制度等による補助金の交付を受けない解体撤去工事
- (7) 補助金の交付の決定後に着手し、交付申請をした日の属する年度の3月31日までに完了することができる解体撤去工事

2 前項第1号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、空家等（立木その他の土地に定着する物を含む。）の一部を残置することを認め、補助対象工事とみなすことができる。ただし、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）に基づく助言、指導、勧告、命令の対象となっていない場合に限る。

- (1) 撤去による隣接構造物や道路等への影響を勘案し、一部を残置することが安全上やむを得ないと市長が認める場合
- (2) 敷地に補助対象者以外の者が所有権を有する浄化槽、電柱等の工作物がある場合（当該工作物の所有者等が解体撤去を行うことが確認できる書類を提出している場合に限る。）
- (3) 当該空家等の母屋を解体撤去後に、その敷地に残置した工作物等を所有者等が日常的に利用及び管理できると市長が認める場合

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 解体撤去工事の工事費
- (2) 解体撤去工事により生じた廃材等の収集運搬費及び処分費
- (3) 周囲への安全を確保する上で、解体撤去工事及び廃材等の処分に付随して行うことが適当であると認められる工事等に係る経費
- (4) その他、解体撤去工事等に係る諸経費

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。）とし、100万円を限度とする。

（補助金の交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象工事着手前に、仙北市空家等解体撤去補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 解体撤去工事に要する経費の見積書の写し
- （2） 位置図
- （3） 解体撤去工事着手前の現況写真
- （4） 申請者が交付申請の手続を他の者に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- （5） 補助対象空家等が複数人の共有である場合は、解体撤去に係る他の共有者全員の同意書（様式第3号）
- （6） 所有権以外の権利が設定されている場合は、当該権利者からの抵当権解除証書の写し又は解体撤去に係る当該権利者の同意書（様式第3号）
- （7） その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第9条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたときは、仙北市空家等解体撤去補助金交付決定通知書（様式第4号）により、不適当と認めたときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

（工事内容の変更又は中止）

第10条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象工事の内容を変更しようとするとき、又は補助対象工事を中止しようとするときは、あらかじめ仙北市空家等解体撤去補助金変更（中止）申請書（様式第5号）に変更又は中止の内容を示す書類を添付して、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、仙北市空家等解体撤去補助金変更（中止）承認（却下）通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 交付決定者は、補助対象工事が完了したときは、速やかに仙北市空家等解体撤去補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。市長に報告しなければならない。

- （1） 解体撤去工事に係る工事請負契約書又は請書の写し
- （2） 解体撤去工事に要した経費の請求書の写し
- （3） 工事費用を支払ったことが確認できる領収書等の写し又は空き家解体ローン申込書の写し
- （4） 解体撤去工事完了後の写真
- （5） その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

第12条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、速やかにその内容を審査の上、交付すべき補助金の額を確定し、仙北市空家等解体撤去補助金交付額確定通知書（様式第8号）により交付決定者に通知するものとする。

（交付請求）

第13条 前条の通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を請求をしようとするときは、仙北市空家等解体撤去補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、当該請求があった日から30日以内に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は補助金の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱及び関係法令に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金等の交付を受けたとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。